

# 海外で診療を受けた場合の請求について

被保険者（本人）又はその被扶養者（家族）の方が、海外に赴任中又は、海外旅行中に負傷したり病気にかかった場合の費用については、国内における「保険診療の範囲内」で償還されます。但し治療を受ける目的で海外に行った場合は健康保険の対象になりません。

## 【必要書類】

### （医科の場合）

- ① 「療養費（付加金）支給申請書」
- ② 様式A「診療内容明細書」 担当医師に証明をもらって下さい。  
様式B「領収明細書」 担当医師又は病院に証明をもらって下さい。  
現地で支払った領収書
- ③ 調査に係る同意書
- ④ パスポートの出国、入国、本人確認ができる箇所のコピー（※海外に赴任している方は不要）

### （歯科の場合）

- ① 「療養費（付加金）支給申請書」
- ② 領収明細書（歯科） 担当医師に証明をもらって下さい。  
現地で支払った領収書
- ③ 調査に係る同意書
- ④ パスポートの出国、入国、本人確認ができる箇所のコピー（※海外赴任している方は不要）

## 【記入上の注意】

上記申請する用紙「療養費付加金支給申請書」「様式A、B」「領収明細書（歯科）」は（人ごと）（各月ごと）（入院、外来ごと）に証明をもらい記入して下さい。

【例】4月に通院と入院し5月に退院した場合。

□療養費付加金支給申請書（様式A、）

外来1枚 入院2枚 合計3枚必要です。

## 【注意事項】

- 海外から申請する際は、会社の担当を経由してください。
- 当組合からは、直接海外送金は行いません。国内給与振込口座に振込します。
- 償還請求の時効は、病院等に費用を支払った翌日から数えて2年です。2年を過ぎると請求できません。

### 問合せ先

〒102-8450 東京都千代田区二番町8-8

セブソ&アイ・ホールディングス健康保険組合

（電話）03-6238-2858 <http://www.7andi-kenpo.or.jp>